

# 国保の新保険証（一斉更新）を発送

現在お使いの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は3月31日となっております。4月1日から新しい保険証に変わります。3月下旬に新しい保険証を簡易書留で郵送しますので、記載事項に間違いがないか確認してください。また、有効期限が過ぎた保険証は使用できませんので、細かく裁断のうえ各自で処分していただくか、国保年金課へ返却してください。

## ◆退職者被保険者証

長年勤めた会社（20年以上勤務または40歳以後に10年以上勤務）を退職した方で、現在、厚生年金などの被用者年金を受給されている65歳未満の方とその被扶養者は退職者医療制度の対象になります。該当する方は年金証書と印鑑、保険証を持参して申請してください。

退職者医療制度は、国保財政を健全化するための制度ですのでご協力を願います。

## ◆高齢受給者証

国保に加入している70歳以上75歳未満の方には、保険証のほかに高齢受給者証を交付します。これを医療機関で提示すると負担割合が1割または3割になります。なお制度改正により、4月から70歳以上75歳未満の方のうち、現役並みの所得のある方以外は、医療を受けたときの負担割合が2

割に引き上げられる予定でしたが、この見直しが凍結され、平成25年3月まで1割に据え置かれます。3月下旬に新しい高齢受給者証を郵送しますので、保険証と一緒に大切に保管し、医療を受けるときは忘れずに提示してください。

## ◆長寿（後期高齢者）医療制度

75歳になると、国保を脱退して長寿医療制度で医療を受けることとなりますので、平成24年度中に75歳に達する方は有効期限が誕生日の前日までとなります。

## ◆国保加入者の異動は早めに届け出を

国保は、ほかの健康保険に加入・脱退したときや、転入・転出したときから加入・脱退することになります。届け出が遅れると、何カ月分もの国保税をまとめて納付しなければなりません。異動があった場合は速やかに届け

出てください。

## ◆国保税の滞納にご注意を

国保税を1年以上滞納している場合は、保険証を返還していただき「資格証明書」を交付します。この資格証明書で受診すると、医療機関の窓口で医療費をいったん全額負担し、後日、市役所の窓口で申請し、特別療養費として給付を受けることとなります。また、国保税の滞納状況によっては有効期限の短い「短期被保険者証」を交付します。そのほか特別な事情がなく滞納している方には、滞納分の国保税を納付するまで、保険給付の差し止めや、財産の差押えなどの処分をすることがあります。納付が困難な場合は早めに国保年金課国保係へご相談ください。

## ◆国保税の納付は便利な口座振替に

国保税の納付は口座振替を利用すると大変便利です。指定された預貯金口座から自動で納付されるため、納期のために金融機関へ行く手間が省け、納め忘れもありません。手続きは金融機関の窓口でできます。通帳と届け出印を持参して手続きをしてください。

なお、国保税は世帯主が変わると口

座から引き落としができませんので、再度金融機関で手続きをしてください。また残高不足などで引き落としができなかった場合、後から口座に入金しても再度引き落としができませんので、納期前に残高を確認してください。

## ◆年金からの天引き（特別徴収）

65歳以上75歳未満の世帯の方で一定の要件に該当する場合は、原則として世帯主の年金からの天引き（特別徴収）となります。

また、特別徴収の対象になつた世帯であっても国保税に滞納がなく、口座振替を希望する場合は、申請により口座振替を選択できます。

## ◆臓器提供に関する意思表示

保険証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。臓器提供意思表示欄の記入は任意であり、記入を義務付けるものではありません。

記入された方で意思表示欄保護シール（個人情報保護シール）が必要な方は窓口へお問い合わせください。

## ◆照会先 国保年金課

1 ㈒ 7739

1 ㈒ 770